|  |
| --- |
| **平成３１年度（２０１９年度）**  **社会福祉法人　いなほ福祉会**  **児童発達支援センター　通園くじら　事業計画書** |

１、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと**＜発達支援＞**や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと**＜家族支援＞**を事業の目的とする。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たす**＜地域支援＞**、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていく。

２、利用定員

定員　　２０　名　　　利用登録者　　２１名　（Ｈ３１年４月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職種** | **定数** | **現員** |
| 管理者 | １名（兼務可） | １名 |
| 児童発達支援管理責任者  （児童発達支援）  （保育所等訪問支援） | １名 | １名 |
| 相談支援専門員 | １名（兼務可） | ２名（兼務） |
| 保育所訪問員 | １名（兼務可） | １名（兼務） |
| 保育士 | ４名 | ４名 |
| 児童指導員 | ２名 | １名 |
| 指導員 |  | ２名 |
| 看護師（児童指導員） |  | ２名 |
| 給食調理員 | １名 | ２名 |
| 送迎運転手 |  | ３名 |
| 保育補助 |  | １名 |
| 嘱託医 | １名 | ２名 |
| **合　　計** | １２名 | ２１名 |

４、営業日及び営業時間

①　営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第１・３土曜日

②　営業時間

月～金曜日　　　　　９：００～１５：００（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第１・３土曜日　　　９：３０～１１：３０（月２回）

５、今年度の重点方針

＜発達支援＞・・・通所利用児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障する。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援をしていく。

＜家族支援＞・・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートしていく。又適正な就学や就園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていく。

①　園長や主任を中心にチーム力を高めます。

４月から園長が変わり、さらに新人職員を迎え、新体制で療育を行います。児童発達支援センターの役割や社会的責任を遂行するため、園長を中心に一人一人が自分の役割を果たし、チーム力を高め、児童発達支援ガイドラインに沿って質の高い児童発達支援を提供できるよう取り組みます。又、年１回保護者や職員の意向や満足度を把握するためにアンケート調査を実施し業務改善に努めます。

②　児童発達支援を行うための保育士の確保

　児童発達支援センターにおいては、嘱託医、児童発達支援管理責任者、保育士及び児童指導員の配置が必須で、支援の質の確保の視点からも適切な職員配置に留意する必要があります。又、長く仕事をして頂くことは経験を通して共通言語を理解し学習の機会も増えるため療育の質を高めることができます。しかし、現在は、地域の保育所においても保育士の確保が難しい現状で、当園でも常に保育士の確保に苦労しております。保育士を正規職員として雇用し安定した職員の確保に努めます。

③ 年長児（５歳児）の発達支援の充実を行います。

　今年度、年長児が１１名と（内、１名は多機能型事業所かのんと並行通園）くじら始まって以来の多くの年長児が在園します。仲間集団を意識し、一人一人の発達課題にあった発達支援を安全に行うために創意工夫を行いながら、１１名だからこそできる療育を目指します。又、関係機関と協力しながら保護者に情報提供を行い、見学や体験を通して就学指導を行います。保護者と一緒に考え、保護者が安心して就学先を決められるように移行支援を行います。

④　きめの細かい家族支援を行います

障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要です。 特に、保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、障害があっても子どもの育ちを支えていける気持ちが持てるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら子どもの発達支援に沿った支援を行います。

＜地域支援＞・・・地域の子育て環境や支援体制の構築

⑤　わんぱく教室の充実（月２回の開催）

通園くじらから地域の保育所に転園するにあたり、保護者は地域の保育所に馴染めるか、新しい友だちと仲良くできるのか、就学先はどう決めたらよいのか等、不安を持って転園します。そのため、月２回わんぱく教室に通い、顔馴染の職員と話をすることは、保護者にとっても心の支えとなります。又、子どもにとっても慣れた友だちや職員と思いっきり楽しく遊ぶことで、精神的にも安定し、転園先の保育所でも自分の持つ力を十分に発揮することができます。４月当初は７名の子どもが登録し、発達課題に合った保育実践を行います。

⑥　相談支援専門員の確保

介護保険のケアプランを作成してくれる居宅介護支援事業は、この地域においても年々増加の傾向にありますが、障害者を対象とした相談支援事業所は報酬単価が低く採算が取れないこともあり、事業所が全く増えず、新規の利用者を受け入れられないことが課題になっています。現在、通園くじらを卒園し継続して放課後等デイサービス等を利用する場合には、他の事業所に紹介を行い、計画作成を行ってもらっていますが、今後、卒園児の計画相談を移行できる事業所がなく、全てをくじらが担っていかなければいけない時期がくると推測されます。そのためにも、専任の相談支援専門員の確保を行い児童発達支援センターとしての役割を果たします。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

**(月～金曜日)**

9:00 　 10:00 11:15 12:45 14:00 14:15 15:00

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

登園　 　散歩・製作　　給食　　　　午睡 　　起床　　おやつ 　あつまり

　　自由遊び　音楽リズム等　　　　着替え　　　 着替え　　　　降園

**(第１・第３　土曜日)**

9:30 登園　　　　　10:00　　あつまり・活動　　　　11:30　　降園

（２）保育・療育支援

**＜ねらい＞**

子どもは、ほぼ毎日、１日６時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

**＜内容＞**

①道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み　聞かせ、手遊びなどを多くとりいれた保育・療育を行います。

②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育を行います。

③就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

（３）親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週１回　火曜日９時から１１時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年１回の家庭訪問・年２回の個別懇談を実施します。

保護者学習会を、通園めだか・通園らっこと共に開催します。

（４）その他必要な援助

園での発達相談の開催

市町や保健所による発達相談等への情報提供と同行

個別療育・個別相談・医療機関への同行及び情報提供

（５）健康管理

年２回　小児科嘱託医による健康診断を実施します。

年２回　歯科嘱託医による歯科検診を実施します。

年１回　検尿を実施します。

（６）送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いしますが、車を運転できない、又遠方で通所が困難な方でお困りの方には保護者の希望を聞き、送迎利用契約等を締結し、実施していきます。送迎費については、片道１，０００円・往復２，０００円を頂きます。

（７）給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるようにする。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。一食につき給食及びおやつも含め２００円（低所得者については１００円）となります。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

１０、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

１１、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練等の実施 （１ヶ月に１回）

・消防設備等の点検（１年に２回）

１２、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１３、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　　保田　央

　　　苦情解決担当者（受付）　　砥嶋　德美

　　　第 三 者 委 員 那智勝浦町役場　福祉課　福祉厚生係

１４、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月４回）

　（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　・発達の学習、障害についての理解、就園・就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１５、事務・財務管理

（１）会計処理の適正化を図ります。

（２）請求事務の効率化・適正化を図ります。

出欠表・記録表作成を職員で行い、事務センターへ送信します。

（３）経費の省力化を図ります。

１６、その他の業務

（１）和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います。

（２）東牟婁圏域自立支援協議会子ども部会への協力を行います。

（２）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます。

（３）地域との協力に努めます。

資料　年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／尿検査／家庭訪問／保護者懇談会／学校見学／

歯科検診

　夏：５歳児宿泊保育／夏祭り／進路アンケート実施

　秋：運動会／個別懇談／保育所見学／給食参観／父親・家族参観

　冬：クリスマス会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会／卒園式